

答 申 第 4 7 号
平成15年 5月28日

尼崎市選挙管理委員会
委員長 藤田 浩明 様

尼崎市公文書公開等審査委員会
会長 芝池 義一

公文書の部分公開決定処分に係る異議申立てに対する
諮問について（答申）

平成14年2月18日付け尼選委第1070号の2による下記の諮問について、別紙のとおり答申いたします。

記

平成14年2月6日付け部分公開決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

第1 本審査委員会の結論

尼崎市選挙管理委員会が平成14年2月6日付け尼選委第1004号の2で行った部分公開決定処分(以下「本件部分公開決定処分」という。)のうち、非公開とした部分(異議申立の対象の部分のみ)を取り消し、公開すべきである。

第2 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成14年1月23日付けで尼崎市公文書の公開及び個人情報の保護に関する条例(以下「条例」という。)第4条の規定により行った「2001年度尼崎市議会議員選挙における選挙カーの賃貸借契約書及び請求書」の公文書公開請求に対し、尼崎市選挙管理委員会(以下「実施機関」という。)が、「請求書(選挙運動用自動車の使用)契約書(選挙運動用自動車の使用)」(以下「本件公文書」という。)を特定したうえ、平成14年2月6日に行った部分公開の決定処分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書において主張している異議申立ての理由は次のとおりである。

本件の非公開の理由は、条例第7条第1号「個人情報。以下略。」、条例第7条第4号「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。以下略。」となっている。

今回、非公開になった情報は、契約書に記載された情報のうち乙(尼崎市議会議員選挙候補者(以下「候補者」という。))に選挙運動用自動車を賃貸したもの。以下「乙」という。)の業者名又は個人名、所在地又は住所、会社印又は個人印、賃貸した車の登録番号、請求書に記載された情報のうち金額の支払いを請求した候補者又は候補者に車を賃貸した者の住所(所在地)及び氏名又は名称(法人のときは代表者名)、会社印又は個人印、そして銀行口座関係情報等である。

それらの非公開情報のうち、契約書にある乙の住所(所在地)、氏名(業者名)自動車の登録番号、請求書にある情報のうち住所(所在地)及び請求者名については、非公開とすることが違法であることから、それらの情報の公開を求める。

(1) 契約書にある乙の住所、氏名について

- ・ 条例第7条第1号該当性について

実施機関は、個人情報ということで乙の住所、氏名を非公開にしているが、公文書公開条例は原則公開としていることから、個人情報だからといってただちに非公開にできるのではなく、次のような基準を検討した上で判断すべきものである。

実質的に保護するに値する正当なものであるか

当該情報の公開の結果、危険が発生することが客観的に明白か

非公開とすることによる弊害はないか、公開することによる有用性や公益性はないか上の基準に当てはめてみると、乙の住所、氏名は、市議選候補者に選挙カーを貸与した者の住所、氏名であるが、市事業の関与者ということもあり、殊更、保護すべき情報ではない。

また、その情報が公開されることにより危険が発生するとは想定できない。

非公開にすることによる弊害は、市民が、事業利用者と市当局の契約が適切であったのかどうかの十分な検証ができないことが考えられる。公開することの公益性が大である。

よって契約書にある乙の住所、氏名は条例第7条第1号に該当しない。

・ 条例第7条第4号該当性について

尼崎市が1999年3月に発行した「公文書の公開及び個人情報の保護制度の手引き」によると、「競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるもの」とは、生産技術上のノウハウ、取引、金融、経営上の秘密等を公にされることにより、公正な競争の原理を侵害することになると認められる情報と規定されている。

また、「その他正当な利益が損なわれると認められるもの」とは、事業者等に対する名誉毀損、社会的評価の低下につながる情報と規定されている。

今回の事例を条例の規定にあてはめてみるが、市事業の利用者である乙の氏名又は代表者名、住所又は所在地が明らかになることにより、生産技術上のノウハウや経営上の秘密等が公になることはない。

また、事業所等が社会的に不当な行為をしない限り、事業所名等の情報が公開されることで、名誉を棄損されたり社会的評価の低下につながることはない。

もちろん、事業所が当該事業を利用して不当行為等を行った時は、当該事業所情報（事業所名、所在地）を公開することにより、事業所の社会的評価は低下する場合もあるだろうが、それは事業所の責任に帰するものであって、市が非公開とする理由にはならない。

参考までに具体的事例をあげておくと、業者が選挙ポスターの公費助成を受けるために選挙管理委員会に提出する請求書に記載されている所在地、名称等は公開をされているが、これらの情報が公開されることによって業者等が何らかの不利益を被ったということは、一切聞いたことがない。そういう事例は存在しないものと思われる。

事業者名、所在地を公開することは、市民のチェックによる適切な予算執行が期待できることと、市民の市政に対する信頼と理解が深まることなど公益性が大きい。

よって、契約書にある乙の住所、氏名は条例第7条第4号には該当しない。

(2) 自動車の登録番号について

・ 第7条第1号該当性について

この情報を公開することにより、乙の氏名及び所在地が明らかになる可能性があることから非公開にしているようだが、(1)に記載したように、乙の氏名及び所在地は公開すべき情報であるので、当該情報を非公開にする論拠は失われている。

選挙公費助成制度により実施した事業内容を市民がチェックする時には、申請通りの車種が使われているかどうかの確認が必要な時もある。自動車の登録番号の公開をすることは、公益

性が大きい。

よって、自動車の登録番号は、条例第7条第1号に該当しない。

・ 第7条第4号該当性について

(1)に記載したように、「法人等又は個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」は、生産技術上のノウハウ等が公にされることにより、公正な競争の原理を侵害することになると認められる情報とされている。

しかし、自動車の登録番号については、そのような重要な情報ではなく、公開されることで競争上の又は事業運営上の不利益が発生するとは考えられない。

よって、自動車登録番号は、第7条第4号に該当しない。

(3) 請求書の住所（所在地）および氏名又は名称（法人のときは代表者氏名）について

・ 条例第7条第1号、第4号該当性について

ここに記載される住所、氏名等は、候補者もしくは候補者に自動車を賃貸した者である。

候補者名等は、公にされている情報であり、非公開とする情報にはならない。そのため契約書にある候補者名、住所は公開情報とされている。

もちろん、それは請求書に記載してある情報においても、同様の考え方が適用される。

よって、請求書の住所、氏名等が候補者である場合は、公開をすべきである。

請求書の住所、氏名等が業者名、所在地である場合も、(1)に記載したのと同様の理由により公開をすべきである。

以上のように、請求書の住所（所在地）、氏名又は名称（法人のときは代表者氏名）は、条例第7条第1号、第4号に該当しない。

結 論

上記(1) 契約書にある乙の住所、氏名、(2) 自動車の登録番号、(3) 請求書の住所（所在地）及び氏名又は名称（法人のときは代表者氏名）は、条例にある非公開事由には該当せず、公開すべきである。

3 実施機関の「非公開理由説明書」に対する異議申立人の意見

実施機関の「非公開理由説明書」に対する異議申立人の意見は次のとおりである。

(1) 「公開しない理由の詳細」に対する意見

実施機関の非公開理由書の(1)において、実施機関は「候補者は、- 中略 - 万一、選挙終了後に相手方が公開されることを前提に相手と交渉することは、候補者の相手方の選択の障害となることがあり、選挙運動の自由を制限する等」と述べている。

- ・ 一般的には各社毎の選挙時のレンタカー価格表は各候補者に送付されており、選挙後に氏名等が公表されるからといって、その価格表通りに契約が行われていれば何ら問題が生じることはない。

ただ、価格表を示していながら、他の価格で特定の人と契約していた時は、その事実が明らかになることで、業者と候補者の間で、若干の混乱が起こることは予想されるが、それは業者の道義的な責任に帰するものであって、実施機関が配慮することではない。

- ・ 「選挙運動の自由を制限する等」という実施機関の主張は理解しかねる。
 実施機関がいう「選挙運動等の自由を制限する」という表現は、レンタカーを貸した個人や法人（レンタカー会社を除く）が、候補者の支持、支援者という想定で書かれている。
 選挙運動用自動車に候補者に貸した個人や法人が、支持者の場合もあるだろうが、支持者でない場合も十分にありうる。その区別は、個人や法人の氏名（名称）、住所（所在地）が公表されることで明らかになるものではない。
 よって、個人や法人の氏名（名称）、住所（所在地）の公表が、選挙運動の自由を制限するという事にはならない。
 万一、選挙運動用自動車に候補者に貸与した個人又は法人が、結果として、全員候補者の支持者であったとしても、公費が適切に使われているのかどうかを市民がチェックするためにも、個人の氏名（名称）や住所（所在地）を公開することの公益性が大きいことから、これらの情報は公開すべきである。
- (2) 実施機関は、「業者と候補者との契約情報は、事業者情報であり、これを公開することにより自由な競争、正当な競争が損なわれる恐れがある」といっている。
- ・ このような論理で事業者情報を非公開にするのであれば、市行政が契約する全ての事業者情報を非公開にしなければならない。
 市行政の契約情報は公開されているが、公開されることで自由な競争や、正当な競争が損なわれているということは聞いたことがない。
- ・ 業者と候補者の契約情報は確かに事業者情報ともいえるが、契約には公費が出ていることから、行政情報でもある。
 行政情報ということであれば、その公費支出について、市民に信頼と理解を得るために、また不正な契約が行われないよう、その内容を公開することが必要である。そのことが行政の利益にもつながるのである。
 この問題については、事業者情報の保護よりも公益性が優先される。
- (3) 自動車登録番号について
 適切に公費が使われているのかどうかを検証するためには、賃貸された自動車が本当に契約相手方の自動車かどうかの確認の必要となってくる。その確認のためには自動車登録番号の公開が不可欠である。
 また、候補者に自動車を貸与した者は、行政の情報公開が進んでいる現状において、自動車登録番号についても公開されることを了承して貸しているのが妥当である。
 よって、自動車登録番号についても、公開すべきである。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関が非開示とした理由は次のとおりである。

- (1) 先ず、選挙管理委員会（以下「委員会」と言う。）の選挙運動に対する考え方を述べる。
 選挙運動の自由は最大限に保障されるべきであり、委員会の関与や選挙運動を制限できるの

は、法令に根拠がある場合に限るべきである。尼崎市選挙公営条例（以下「公営条例」と言う。）中、「選挙運動用自動車の使用の公営」制度（以下「制度」と言う。）は、候補者がどのような相手とどのような契約を行うのかは、候補者の選挙運動に伴う行為であり、候補者の自由と主体性に任せ、委員会は、法令の規定の従い、候補者から提出された契約書に基づき選挙運動の費用を一定限度まで負担するものであって、契約段階で契約の相手方や契約金額等に関与できないものであり、また、すべきでないところである。

候補者は、自由になんらの制約もなく、契約相手と交渉ができ、自分が考えている選挙運動に最も適したものと判断した相手と契約が行うことができるのであり、万一、選挙終了後に相手方が公開されることを前提に相手と交渉することは、候補者の相手方の選択の障害となる場合があり、選挙運動の自由を制限するものである。

- (2) 本件請求において、契約の相手方は、個人、法人等団体、レンタル業者及び一般乗用旅客運送事業者であるが、契約の相手方の住所、氏名は「個人情報」又は「法人等情報」に該当するので、公文書等条例第7条第1号又は第4号により、非公開としたものである。以下、個別に非公開理由を説明する。

個人の場合

選挙運動においては、候補者の選挙運動の自由と同時に有権者の政治参加の自由も保障されなければならない。また、有権者の政治参加は、法令に抵触しない限り自由に行えることは当然であり、その方法も自己の立場を公開して支持・支援する方法もあれば、自己の立場を非公開とし支持・支援する方法もあり、どちらも自由である。特に個人の場合は、候補者との関係が判明することにより、当該個人の政治思想、政治信条、支援候補者等が判明するとともに、その者が非公開での支持・支援者であるなら、その者の政治参加も制限するものである。

従って、契約の相手方の住所、氏名は「個人情報」であるので、公文書等条例第7条第1号により、非公開としたものである。

法人等団体（ のレンタル会社及び一般乗用旅客運送事業者を除く。）

これらの法人等団体についても、 と同様、選挙期間以外でも当該候補者と特別な関係をもつ支持・支援者であるので、候補者との関係が判明することにより、当該法人等の支持候補者等が判明するとともに、候補者との取引関係等顧客名簿等事業活動に係る秘密が判明し、それにより、事業活動に影響が出る恐れがある。

従って、契約の相手方の住所、氏名は「個人情報」及び「法人等情報」であるので、条例第7条第1号及び4号により、非公開としたものである。

法人（いわゆるレンタル会社及び一般乗用旅客運送事業者）

これらの法人については、 のような候補者との特別な関係はなく営業行為の一環として行われているものである。従って、どのような候補者とのような契約をするかは、企業努力と自由競争であるべきである。特にこの制度は尼崎市議会議員選挙に限らず、全国多くの市の選挙、県政、国政選挙でも行われている。また、最近では、市会選挙でも政党化

が進み、契約業者は候補者個人よりも政党と交渉すれば、所属候補者との契約も可能となり、この契約実績が近隣市での選挙時のセールスポイントとなる等、だれと契約したかは当該法人の事業活動の秘密に係る顧客名簿であり、公開は自由な競争、正当な利益が損なわれる恐れがある。

また、候補者との交渉や関係により同じ車種を借りながら契約金額が異なる場合等、候補者との交渉が判明することは候補者との取引関係や顧客名簿等事業活動に係る秘密が判明し、自由な競争を妨げることになる。

従って、契約の相手方の住所、氏名は「法人等情報」であるので、公文書等条例第7条第4号により、非公開としたものである。

以上のとおり、契約の相手方により条例第7条第1号又は第4号に該当するので、非公開としたものである。なお、条例上、非公開事由が異なるため、万一、その取扱いが異なる可能性もあるが、候補者は公営条例に基づき、契約等を行ったものであり、公開・非公開を同じ扱いとすべきことは、選挙の公平・公正性から当然のことであり、一部でも非公開理由がある場合は、全てを非公開とすべきである。

(3) 自動車登録番号について

自動車は契約相手方の私的財産であり、登録番号はその所有権等の権利関係を表すものである。従って、自動車登録番号を公開することは、特定の相手方が識別できるとともに相手方の財産状況に係るものである。

従って、契約相手方の自動車登録番号は「個人情報」及び「法人等情報」であるので、条例第7条第1号及び第4号により、非公開としたものである。

なお、車種については公開を行っており、これで必要かつ十分と考える。

その他

- (1) 不服申立人は、異議申立書の中で、「選挙ポスターの契約業者名等の公開」を例に、本件請求の非公開理由がないことを主張しているが、選挙ポスターの印刷業者の氏名及び住所は、公職選挙法（第144条第5項）により、ポスターの表面に記載しなければならないものである。
- (2) 同様に、これまでの尼崎市と契約した事業者等の公開情報例を示しているが、これらは、いずれも入札等により事業者等の意思で尼崎市と直接契約したものである。従って、本件請求の場合は、これまでの説明のとおり、選挙運動の一環として、候補者と自由に契約したものであり、同一にすべきでないのは当然である。

第4 審査委員会の判断

1 本件公文書中の非公開情報及びその当否の判断に当たっての基本的な考え方

本件公文書中の非公開情報は、契約書に記載された情報のうち乙の住所、氏名、代表者氏名、印影、賃貸した自動車の登録番号、及び請求書に記載された情報のうち乙の住所（所在地）、氏名又は名称、代表者氏名、印影、支払先口座情報、電話番号、事務担当者名、委任状の受任者名であり、そのうち、本件異議申立ての対象は、契約書に記載された乙の住所、氏名、代表者氏名、

賃貸した自動車の登録番号、請求書に記載された乙の住所（所在地）、氏名又は名称、代表者氏名である。

ところで、異議申立人の異議申立書の中には、「請求書に記載された情報のうち金額の支払いを請求した候補者」とあるが、請求書の中の金額の支払いを請求した者は候補者ではなく、候補者に車を賃貸した者のことであり、したがって、契約書・請求者のいずれにおいても乙の氏名は候補者に車を賃貸した者であることが、異議申立人及び実施機関の意見聴取で確認された。

また、実施機関の説明書及び意見聴取から乙には個人、法人等団体（レンタル会社及び一般乗用旅客運送事業者を除く。以下「法人等団体」という。）レンタル会社等（いわゆるレンタル会社及び一般乗用旅客運送事業者。以下「レンタル会社等」という。）がそれぞれ含まれていること、また、自動車の登録番号も上記区分のそれぞれが所有していることも確認された。

一方、実施機関はその主張の(2)の で「個人と法人等団体及びレンタル会社等の間で公開・非公開を同じ扱いとすべきことは、選挙の公平・公正性から当然のことであり、一部でも非公開理由がある場合は、全てを非公開とすべきである」と主張している。そして、これについて実施機関の意見聴取で確認をしたところ、選挙の公平・公正性から乙が個人の場合と、法人等団体及びレンタル会社等の場合とでは同じ扱いとし、個人を非公開とした場合には法人等団体及びレンタル会社等についても当然同じく非公開とすべきである旨の説明があった。しかし、条例は原則公開の趣旨で規定されているものであるため、情報を非公開とするに当たっては個々具体的に条例に照らして厳格に判断されなければならない。したがって、実施機関が主張する「個人と法人等団体及びレンタル会社等の間で公開・非公開を同じ扱いとすべきである」という主張は、本審査委員会としてはどうも受け入れることはできない。

以上のことから、乙の住所（所在地）、氏名又は名称、代表者氏名、賃貸した車の登録番号のうち、個人のものについては条例第7条第1号に、法人等団体及びレンタル会社等のものについては条例第7条第4号にそれぞれ該当するかどうかを判断していくこととする。

2 条例第7条第1号に掲げる情報該当性の判断

まず、異議申立人は個人情報だからといってただちに非公開にできるのではなく、次のような基準を検討した上で判断すべきものであると主張している。

実質的に保護するに値する正当なものであるか

当該情報の公開の結果、危険が発生することが客観的に明白か

非公開とすることによる弊害はないか、公開することによる有用性や公益性はないか

そして、異議申立人はこれらの基準をもとに乙の住所、氏名は条例第7条第1号に該当しないと主張をしている。

まず、本市の条例第7条第1号本文は個人情報を公開しないことができると規定しており、条例第2条第3号では個人情報を「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」と定義している。これらの規定は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るような情報を原則として非公開とすることを定めたものである。

そして、実施機関は、乙の住所、氏名を公開した場合、それが特に個人の場合は、候補者との

関係が判明することにより、当該個人の政治思想、政治信条、支援候補者等が判明するとともに、その者が非公然での支持・支援者であるなら、その者の政治参加も制限するものであるため条例第7条第1号に該当すると主張しているが、本審査委員会としても乙の住所、氏名は上記のところより明らかに個人情報であり、本号本文に該当するものとする。

また、条例第1条は「個人の尊厳に係る基本的人権を擁護し」と規定しており、個人情報の保護は条例の一つの目的である。乙の住所、氏名の公開により実施機関の主張するように当該個人の政治思想等が判明するのであれば、乙の住所、氏名は、個人情報として強く保護されなければならない。

しかし、本号ただし書きイでは「法令の規定による許可、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公表することが公益上必要であると認められるもの」については、本号本文に該当する場合であっても、例外的に公開することができる」と規定している。この規定は、情報公開制度が市政運営の公開性の推進を目的とするものであることから設けられていると考えられるが、この趣旨に照らせば、異議申立人が公益性を主張するように、公金支出の相手方として市に対する公金の請求に名前を連ねる以上は、政治思想等の尊重を理由に乙の住所、氏名の公開を当然には拒否できないものとも考えられる。すなわち、乙の住所、氏名は、ただし書きイの「公表することが公益上必要であると認められるもの」の部分に該当するものとする余地がある。

さらに、実施機関が非公開とした本件異議申立に係るもう一つの情報である登録番号（道路運送車両法の自動車登録番号。以下「登録番号」という。）についてであるが、異議申立人は乙の住所、氏名が明らかになる可能性があることから非公開としていると考えているが、それに加えて実施機関は相手方が個人の場合は個人の財産状況にあたるということからも条例第7条第1号に該当すると主張している。しかし、登録番号は逆に道路運送車両法により所有権の公証を目的として規定されているものであり、また、選挙運動中であっても車両を運行する場合には秘匿するということとはできないものである。したがって、候補者が乙から自動車を賃借して使用している場合、乙の登録番号は公表されていることとなり、方法によっては所有権、さらには所有者である乙の住所、氏名が分かるものである。この点で、乙の登録番号については乙の住所、氏名については、特に保護すべき理由はないことになる。また、実施機関は「選挙終了後に相手方が公開されることを前提に相手と交渉することは、候補者の相手方の選択の障害となる場合があり、選挙運動の自由を制限するものである。」とも主張するが、上に述べたことによりこの主張も当たらないものとする。

以上の二つのことを総合して判断すると、本件の場合については、契約書及び請求書に記載された乙の住所（所在地）、氏名又は名称、代表者氏名、賃貸した自動車の登録番号は、乙が個人である場合、条例第7条第1号ただし書きイに該当する。

3 条例第7条第4号に掲げる情報該当性の判断

条例第7条第4号は、「法人その他の団体……に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営

上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」を公開しないことができると定めている。

まず実施機関は、乙の住所（所在地）、氏名又は名称、代表者氏名を公開した場合、それが法人等団体の場合は、当該法人等団体は選挙期間以外でも当該候補者と特別な関係をもつ支持・支援者であるので、候補者との関係が判明することにより、当該法人等団体の支持候補者等が判明し、事業活動に影響が出る恐れがあると主張している。しかし、実施機関の非公開理由説明時において、当該法人等団体と候補者との関係が判明することにより、事業活動にどのような具体的な影響が出るのかまでの主張は行っておらず、また本審査委員会としても当該法人等団体の支持候補者等が判明することにより、当該法人等団体の事業活動に影響が出るとは考えられない。

また、実施機関は乙の住所（所在地）、氏名又は名称、代表者氏名を公開した場合、それが法人等団体又はレンタル会社等の場合は、当該法人等団体又はレンタル会社等と候補者との交渉が判明し、ひいては候補者との取引関係や顧客名簿等事業活動に係る秘密が判明し、自由な競争を妨げることになると主張している。これについては、例えば顧客名簿の公開であれば本号に該当する可能性はあるが、本件の場合には相手方は候補者に限られており、乙の住所（所在地）、氏名又は名称、代表者氏名が公開されたとしても、乙の事業活動に影響が出たり、自由な競争が妨げられることは考えられない。また、レンタル会社等が候補者と契約する場合、同じ車種で契約金額が異なることが判明することにより当該レンタル会社等の事業活動に係る秘密が判明し、当該法人の自由な競争を妨げると実施機関は主張しているが、各契約は、当該レンタル会社等の責任において結ばれているものであるから、乙の住所（所在地）、氏名又は名称、代表者氏名が公開されたとしても当該レンタル会社等の自由な競争が妨げられるとは考えられない。

さらに、条例第7条第1号に掲げる情報該当性の判断のところで述べたとおり、本件においては、乙が個人である場合であってもその住所、氏名は「公表することが公益上必要であると認められるもの」に該当するものとして公開すべき必要性は大きいから、乙が法人等団体又はレンタル会社等である場合にはいわんやその住所（所在地）、氏名又は名称、代表者氏名を非公開とすべき必要性は乏しい。

そして、実施機関が非公開とした本件異議申立てに係るもう一つの情報である登録番号については、実施機関は乙の住所（所在地）、氏名又は名称、代表者氏名が明らかになるとともに乙が法人等団体又はレンタル会社等の場合は法人等団体又はレンタル会社等の財産状況にあたるということから条例第7条第4号に該当すると主張し、それに対して異議申立人は自動車の登録番号については、重要な情報ではなく、公開されることで競争上の又は事業運営上の不利益が発生するとは考えられないとそれぞれ主張している。この点、登録番号は、条例第7条第1号に掲げる情報該当性の判断のところで述べたとおり公表されており、登録番号から方法によっては乙の住所（所在地）、氏名又は名称、代表者氏名が分かるものであることは、乙が個人である場合と同様である。

以上のことを総合して判断すると、本件の場合については、契約書及び請求書に記載された乙の住所（所在地）、氏名又は名称、代表者氏名、賃貸した自動車の登録番号は、乙が法人等団体又

はレンタル会社等の場合、条例第7条第4号には該当しない。

4 結論

以上の理由により、「第1 審査委員会の結論」のとおり答申する。

以 上